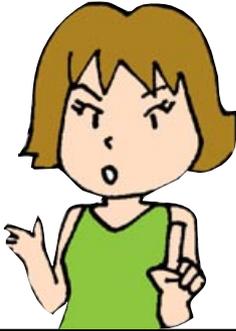


## 自転車は歩行者？ それとも車両？



自転車は「軽車両」といって、  
二輪車や四輪車と同じ「車両」の仲間なんだよ。  
だから道路交通法に違反すると罰則の対象になる、  
っていうことを頭に入れておくように。

### まとめクイズ

Yes、Noのどちらかを選んでください

**Q1.** 自転車は車道を走ってはいけない。  
常に歩道の真ん中を走行すべきである。

Yes  No

**Q2.** 自転車でも走行中に歩行者にケガをさせたりすると、  
多額の損害賠償額を請求されることがある。

Yes  No

**Q3.** 片手運転や傘さし運転は自分が危ないだけで、  
別に道交法違反ではない。

Yes  No

**Q4.** 自転車でも酒に酔って運転してはいけない。

Yes  No



→解答は次ページに！



まとめクイズの解答と解説

**Q1. No**

「軽車両」である自転車は、原則として車道を走ることが決められています。ただし「自転車通行可」の標識のある歩道は通行することができます。その場合、歩道の中央でなく車道寄りを徐行しましょう。歩行者の進行を妨げそうなときは、一時停止してください。



**Q2. Yes**

高校生が乗る自転車が、年配の女性が運転する自転車とぶつかり、女性が転倒して死亡。自転車に乗っていた高校生に3,000万円以上の賠償金が請求された例もあります(コラム2)。

**Q3. No**

「車両の運転者は、ハンドル、ブレーキその他の装置を確実に操作しなければならない」と道路交通法(以下「道交法」)第70条で定められています。自転車も車両です。違反して逮捕されると、3カ月以下の懲役または5万円以下の罰金が課されます。

**Q4. Yes**

道交法では、「酒気を帯びて車両等を運転してはならない」と定めています。酒酔い運転の罰則規定は、5年以下の懲役または100万円以下の罰金。

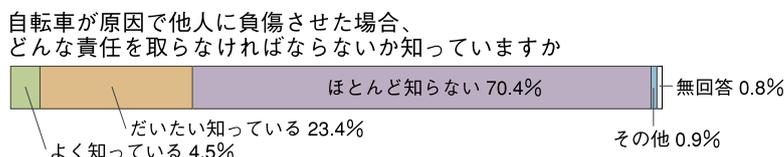
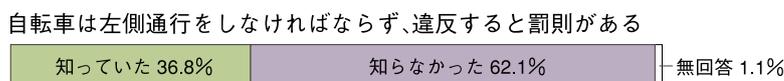


自転車は、  
二輪車や四輪車と同じ  
「車両」の1つです。

コラム  
1

交通安全意識調査(全国の高校生 5,417人)

自転車が「車両」であることを知らない高校生は意外に多いのです。



交通安全推進委員会調査 平成15年

## ●自転車は歩行者ではなく車両の一部

自転車は「軽車両」。道路では左側通行、通行可の歩道では歩行者の妨げにならないよう徐行する、などのルールを守りましょう。

### 傘さし運転も違法です

自転車は道交法では軽車両に分類され、四輪車や二輪車と同様に「車両」の1つ。「他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転する義務があり」（道交法第70条）、守らなければ厳しく責任が問われます。事故を起こして加害者（第1当事者）になった場合、損害賠償を求められることになります。

また、四輪車などと事故になり、被害者（第2当事者）になったとしても、自転車側に「傘さし運転」（片手運転）、「無灯火」、「道路の右側通行」などの道交法違反があると、たとえ四輪車が信号無視をしてぶつかった場合でも、自転車側にも過失があるため、損害賠償が100%支払われないということになります。

### 自転車でも加害者になると賠償責任が発生

最近では、自転車が加害者（第1当事者）として関わる事故（自転車対歩行者、自転車同士）が増えています（コラム2）。高校生が加害者になった自転車の死傷事故では、刑事責任が問われ、少年法に基づいて検察庁から家庭裁判所に送られ、調査の上、審判が行われます。高校生でも多額の損害賠償が請求されれば、次のように支払う義務があります。



携帯電話をかけながら、傘さし運転は道交法違反です

- ・社会人になってから給与から毎月支払う
- ・責任無能力者が責任を負わない場合は、監督義務者が損害を賠償する責任を負うという民法第714条により、加害者の高校生の親が支払わねばならないこともある。

自転車は気軽に乗れて便利ですが、四輪車と同様、人を傷つけることもあるということを十分に意識しておきましょう。

## コラム 2

### 高校生の自転車事故のケース

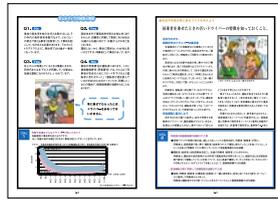
- 1.女子高校生が夜間、携帯電話を操作しながら無灯火で走行中、年配の女性と衝突。女性に重大な障害が残った。 →損害賠償額 5,000万円
- 2.男子高校生が朝、赤信号で交差点の横断歩道を走行中、高齢の男性が運転するオートバイと衝突。男性は頭蓋内損傷で死亡した。 →損害賠償額 4,032万円
- 3.男子高校生が朝、自転車で歩道から交差点に無理に進出し、高齢の女性が運転する自転車と衝突。女性は頭蓋骨骨折で死亡した。 →損害賠償額 3,138万円

\*資料 日本損害保険協会



新聞や本などの資料、インターネットなどを使って、調べて考えてみましょう

- 自宅や学校周辺の歩道に「自転車通行可」の標識はありますか？ それはどこですか？



-----  
-----  
-----

- 自宅や学校周辺の交差点に「自転車横断帯」のある交差点はありますか？ それはどこですか？



-----  
-----  
-----

- なぜその歩道が「自転車通行可」になっているのか、その交差点に「自転車横断帯」があるか、考えてみましょう



-----  
-----  
-----



## MESSAGE

### 自転車のルールを知ろう

吉岡耀子 (株)JAF MATE社 出版部長

自転車は交通弱者だと思われていますが、人を傷つけた場合には、賠償責任が生じてきます。そういう立場なのだ、ということをぜひ知ってもらいたいと思います。自転車に乗る中・高校生は交通ルールを知らないだけでなく、知らないのにスピードを出している。「あなた達には責任がある。場合によっては加害者になることもある」ということを伝えたいのです。

歩くところから始まって、人が初めて使うスピードの出る乗り物が自転車です。スピードでは、車と歩行者のちょうど中間のところに立つ乗り物です。車道に降りれば車とのかかわりがあり、歩道であれば歩行者への気配り、自転車同士のやりとり、スピードコントロールなどの問題が出てきます。これらに加えて、交通ルールも知っておく必要があります。歩くスピード以上のスピードがあるもの、機械を操るということでは、二輪車や四輪車の免許取得前に、まずは自転車についての基本ルールを知っておくことが大切です。